

(社) 千葉県看護協会国民保護計画

平成20年6月1日

(社) 千葉県看護協会

第1 総 論

1 本計画の目的

千葉県看護協会（以下（協会）という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下（国民保護法）という。）第36条第1項及び第2項に基づき、協会が実施する国民の保護のための措置（以下（国民保護措置）という。）の内容及び実施方法等に関する必要な事項を定め、武力攻撃事態等における国民保護措置等を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

2 本計画が対象とする事態

本計画は、千葉県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

3 本計画の基本方針

- (1) 協会が実施する国民保護措置は、自主的判断に基づいて行う措置と地方公共団体等が行う国民保護業務に協力する措置とに区分する。
- (2) 協会は、国民保護措置を効果的に実施するため、研修、訓練等を実施し、必要な知識、技術等の会員への周知を図る。
- (3) 本計画の実施に当たっては、協会、地区支部及び会員が一体となって対処し、効果的に実行するものとする。
- (4) 協会は、協会が実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

4 国民保護措置の内容及び実施期間

- (1) 協会が行う国民保護措置は、避難施設、医療機関等における医療救護活動等であり、その内容は、被害状況、被災者のニーズの性質、又は地方公共団体等からの要請内容によって定まる。
- (2) 国民保護措置の実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間、又は地方公共団体等からの実施要請期間とする。

第2 体制・訓練等

1 医療救護体制の確立

(1) 連絡体制の整備

① 国民保護対策要員の参集体制の整備

ア 協会及び地区支部における国民保護対策要員（以下「要員」という。）の参集基準を定めるとともに、緊急連絡網の作成等連絡手段の確保に努める。

イ 武力攻撃災害発生による道路損壊や交通の途絶、要員自身や家族が被災した場合等を考慮して、あらかじめ参集可能な要員数を把握しておく。

ウ 参集が不可能となった場合に当該要員のとるべき行動、安否の確認方法を徹底しておく。

② 情報収集、伝達体制の整備

ア 情報の収集は、テレビ放送、ラジオ放送、電話、インターネットの活用によるものとする。

イ 地方公共団体等の武力攻撃災害担当部署、医療機関、地区支部、災害支援ボランティアナース登録者等情報の収集及び伝達先については、常に最新のリストを整備しておくものとする。

(2) 医療救護資機材等の整備

① 自己完結型医療救護体制を確立できるよう必要な医療救護資機材の整備充実を図る。

なお、これらの資機材は、防災のための資機材と相互に兼ねるものとする。

② 医療救護資機材は、必要に応じて地区支部へ分置するとともに、その在庫数を常に把握しておくものとする。

③ 医療救護資機材は、定期的に点検を行うとともに、操作訓練に努めるものとする。

(3) 関係機関との相互連携

① 避難住民等に対する医療要請方法について、あらかじめ関係機関と協議しておく。

② 要員、災害支援ボランティアナースの派遣、医療救護資機材の確保等について協力が得られるよう関係機関と相互に密接な連携を図る。

2 医療救護に関する教育訓練等

(1) 国民保護に関する啓発

国民保護に関する正しい知識を習得させるため、災害支援ボランティア

ナース等を対象に研修会等を開催し、国民保護措置の仕組みや武力攻撃事態等においてとるべき行動等の知識の普及、啓発を図る。

- (2) 武力攻撃災害時に機敏かつ円滑に対応できるよう参集、情報伝達、派遣等の国民保護措置についての救護訓練を行うとともに地方公共団体が実施する救護訓練に積極的に参加するものとする。

第3 武力攻撃事態等への対応

1 武力攻撃災害警戒時の措置

(1) 千葉県看護協会国民保護警戒本部

- ① 会長は、次に該当する場合には、協会に千葉県看護協会国民保護警戒本部（以下「警戒本部」という。）を、地区部会に警戒地区支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。

ア 現場からの情報により、事案の発生又は発生のおそれを把握したとき

イ 千葉県が、千葉県国民保護計画に基づき、国民保護等緊急対策本部を設置したとき

ウ 県内の市町村が、市町村国民保護計画に定める初動体制をとったとき

- ② 警戒本部及び警戒支部は、次に掲げる者で構成する。

	構 成 員	役 職 員
警戒本部	本 部 長	会 長
	副本部長	副 会 長
	本 部 員	専務理事・常任理事
	本部職員	事務局全職員
警戒支部	地区支部長	地区部会長
	副地区支部長	副地区部会長

- ③ 本部長又は地区部会長に事故あるときは、副本部長又は副地区部会長がその職務を代理する。

- ④ 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員を持って構成し、対策について協議する。

- ⑤ 警戒本部には、その事務を処理するため、別表に掲げる班を置き、同表に掲げる事務を分掌する。

- ⑥ 警戒本部及び警戒支部は、政府において武力攻撃事態認定が行われ、千葉県緊急対処事態対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され

たときは、警戒本部及び警戒支部を廃止し、直ちに「千葉県看護協会国民保護対策本部及び国民保護対策地区支部」（以下「保護対策本部」及び「保護対策支部」という。）を設置する。

(2) 所掌事務

- ① 被災状況等医療救護活動上必要な情報の収集及び伝達に関する事
- ② 地方公共団体等関係機関との連絡調整に関する事
- ③ 保護対策本部及び保護対策支部の開設準備に関する事
- ④ 災害支援ボランティアナースの派遣に関する事

2 武力攻撃災害時の措置

(1) 千葉県看護協会国民保護対策本部

- ① 会長は、次に該当する場合には、協会に千葉県看護協会国民保護対策本部及び地区部会に保護対策地区支部を設置する。
 - ア 武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき
 - イ 千葉県又は県内市町村が国民保護対策本部を設置したとき
 - ウ その他会長が設置することが適当と判断したとき
- ② 保護対策本部及び保護対策支部は、次に掲げる者で構成する。

	構 成 員	役 職 員
警戒本部	本 部 長 副本部長 本 部 員 本部職員	会 長 副 会 長 専務理事・常任理事 事務局全職員
警戒支部	地区支部長 副地区支部長 地区支部員	地区部会長 副地区部会長 地区部会役員

- ③ 保護対策本部の運営、班の所掌事務については、警戒本部と同様とする。
- ④ 本部長が武力攻撃災害発生後の応急措置がおおむね完了したと判断したとき、又は県対策本部が廃止されたときは、保護対策本部及び保護対策支部を廃止する。

(2) 所掌事務

- ① 武力攻撃災害状況等医療救護活動上必要な情報の収集及び伝達に関する事。

- ② 地方公共団体等関係機関との連絡調整に関すること。
- ③ 災害支援ボランティアナースの派遣調整及び派遣並びに交代要員の確保に関すること。
- ④ 日本看護協会及び他県看護協会への応援要請及び受入れに関すること。
- ⑤ 被災会員のとりまとめに関すること。

3 医療救護活動に係る措置

(1) 医療救護活動

- ① 協会は、武力攻撃災害等が発生したときは、自主的判断又は地方公共団体等の要請に基づき、医療救護活動を行う。
- ② 医療救護活動に従事する災害支援ボランティアナースの業務は、被災者の態様に応じて、トリアージ、傷病者に対する応急看護、傷病者の医療機関等への収容等とする。
- ③ 医療救護活動を実施するにあたって、労務、施設設備、物資の確保等について応援が必要な場合は、地方公共団体、関係機関等に応援の要請を行う。

第4 緊急処理事態への対処

- 1 緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

別表

国民保護警戒本部及び国民保護対策本部の班と事務分掌

<p>班 名 (班 長) (担当課)</p>	<p>事 務 分 掌</p>
<p>総 務 班 (専務理事) (総務課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部及び支部の設置及び廃止に関する事 2 本部及び支部の要員の参集状況の確認に関する事 3 本部員会議に関する事 4 本部命令の伝達に関する事 5 地方公共団体、関係機関との連絡調整に関する事 6 地方公共団体、日本看護協会、他県看護協会への応援要請及び連絡調整に関する事 7 医療救護資機材等の調達に関する事 8 地方公共団体等の要請に基づく医療救護活動に係る報告等事務処理に関する事 9 他班との連絡調整に関する事
<p>情 報 班 (常任理事) (事業第一課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害状況、緊急対処事態情報等の収集伝達に関する事 2 公共交通機関の運行状況、道路交通情報、その他医療救護活動上必要な情報の収集伝達に関する事
<p>医療救護班 (常任理事) 〔教育部〕 事業第二課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害支援ボランティアナース派遣可能者の把握に関する事 2 災害支援ボランティアナースの派遣及び受入れに関する事 3 災害支援ボランティアナース派遣交替要員の確保に関する事 4 災害支援ボランティアナースの活動状況の把握、記録、集計等に関する事

